

管内行政概要

平成30年度



広島県北部建設事務所

○ 表紙の説明

【一般国道375号 唐香工区 道路改良工事】

工事延長	L=2,400m
道路幅	W=6.0m (9.75m)
施工場所	三次市作木町香淀

目次

1 管内の概況	1
(1) 面積及び人口・世帯数	1
(2) 標高	1
(3) 気象の状況	
ア 気温	2
イ 雨量	2
ウ 積雪	2
(4) 交通の状況	
ア 交通の状況	3
イ バスの運行状況	3
(5) 公共土木施設の状況	
ア 道路の状況	4
イ 河川の状況	7
ウ 砂防指定地, 急傾斜地崩壊危険区域, 地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域等の状況	9
2 組織及び職員配置状況	
(1) 組織	1 3
(2) 職員配置状況	1 3
(3) 各課の分掌事務	1 4
(4) 水防体制	
ア 水防地方本部組織事務分担表(非常体制時)	1 5
イ 水防等準備勤務体制	1 6
(5) 防災体制	1 6
(6) 除雪体制	
ア 豪雪災害時における除雪計画組織図(警戒体制及び非常体制に移行した場合)	1 8
イ 除雪機械の配置計画	1 9
3 重点施策	
(1) 道路の整備	2 0
ア 一般国道 183 号 三次拡幅	2 0
イ 一般国道 375 号 引字根拡幅	2 1
ウ 交通安全施設の整備	2 2
エ 街路事業	2 3
オ 道路防災対策	2 4
(2) 河川の整備	2 5
(3) 砂防設備の整備	2 6
(4) 急傾斜地の整備	2 7
(5) 建築行政の推進【建築物の安全安心の確保】	2 8
(6) 宅地開発行政の推進【良好な都市環境の形成】	2 8
(7) 県営住宅の維持管理【維持管理業務の適正化と合理化の推進】	2 8

4 業務の概要

(1) 事業別予算等の状況	29
(2) 用地補償の状況	30
(3) 公共施設の維持管理状況	
ア 道路の維持管理	31
イ 河川の維持管理	31
ウ 砂防等の維持管理等	31
エ 広島県アダプト制度	31
オ 許認可等事務の処理	31
カ 県営住宅の管理	31
キ 県立みよし公園の管理	32
(4) 建築行政の状況	
ア 建築業務	32
イ 都市計画区域	33
ウ 宅地造成規制区域	33
(5) 建設業許可業者数及び宅地建物取引業免許者数	33

1 管内の概況

当事務所の管轄区域は、土木に関する事務については、三次市（建設業・宅建業等に関する事務については、庄原市を含む。）となっており、建築に関する事務については、三次市及び庄原市となっている。

管轄区域は、広島県の北東部に位置し、府中市、東広島市、安芸高田市、世羅町、神石高原町及び鳥取・島根・岡山の3県と接しており、面積は、約2,025km²（土木管轄区域は、約778km²）と、広島県の総面積の約24%（土木管轄区域は、約9%）を占めている。

地勢は、中国地方のほぼ中央部に位置し、三次市及び庄原市の中心部にやや規模の大きな盆地が形成されているが、面積の約81%を森林が占めている。

人口は、約8.7万人（土木管轄区域は、約5.2万人）で、広島県の総人口の3.1%（土木管轄区域は、1.8%）となっている。

道路は、三次市において、一般国道54号、183号、184号及び375号が交差し、放射状に延びる道路網を形成している。さらに、中国地方の東西及び南北の道路交通の主幹である中国自動車道及び中国横断自動車道尾道松江線が三次東ジャンクションにおいて接続・交差しており、中国自動車道には三次インターチェンジが、また、平成26年度に全線開通した中国横断自動車道尾道松江線には、三次東インターチェンジ、三良坂インターチェンジ、吉舎インターチェンジ及び甲奴インターチェンジが設置されている。

鉄道は、一般国道54号及び183号に沿って芸備線が、また、福山駅を起点として芸備線塩町駅まで福塩線が敷設されている。さらに、三次駅を起点として江の川沿いに江津駅まで三江線が敷設されていたが、平成30年3月31日旅客営業が廃止され、バス路線などに転換されている。

河川は、中国地方最大の河川である江の川が、三次盆地において馬洗川・西城川と合流し、さらに神野瀬川などを併せて管内を西流し、中国山地を横断して日本海に注いでいる。

(1) 面積及び人口・世帯数

市	面積 (km ²) (H29.10.1)	都市計画区域 面積 (ha) (H29.3.31)	森林面積 (ha) (H29.4.1)	推計人口・世帯数 (H29.10.1)	
				推計人口	世帯数
三次市	778.14	9,079	58,714	52,298	21,294
庄原市	1,246.49	7,613	104,944	35,653	14,347
合計	2,024.63	16,692	163,658	87,951	35,641

- 1 面積…国土交通省国土地理院の「平成29年全国都道府県市区町村別面積調」による
- 2 都市計画区域面積…県土木建築局の「土木建築行政の概要 平成29年度」による
(都市計画区域名：三次圏、庄原、東城、西城)
- 3 森林面積…県農林水産局の「林務関係行政資料 平成29年8月」による
- 4 推計人口・世帯数…総務局（統計課）の「広島県人口移動統計調査」による

(2) 標高

156メートル（三次市役所前）

(3) 気象の状況

ア 気温

平成29年4月～平成30年3月

月 別	最 高		最 低		平均気温	備 考
	日	気温	日	気温		
H29. 4	30	28.0	13	0.4	12.7	最高気温 35.5℃ (平成29年7月22日) 最低気温 -10.9℃ (平成30年2月7日)
5	30	33.0	2	3.7	18.0	
6	19	32.3	5	8.4	20.0	
7	22	35.5	15	21.3	26.5	
8	6	35.2	27	17.7	26.1	
9	9	29.9	30	11.2	20.1	
10	11	28.8	31	4.1	15.5	
11	3	15.2	17	-0.4	8.1	
12	3	13.5	21	-2.9	2.4	
H30. 1	20	10.8	27	-8.1	0.7	
2	27	15.3	7	-10.9	0.9	
3	28	24.2	10	-2.8	8.0	

イ 雨量

平成29年4月～平成30年3月

月 別	月間雨量	最大日雨量		最大時間雨量			備 考
		日	雨量	日	時間	雨量	
H29. 4	mm 113.5	17	66.0	17	18:42	17.0	最大日雨量 91.0mm (平成29年9月17日) 降雨日数 134日 (平成29年4月～30年3月) 既往最大日雨量 291.0mm (昭和47年7月11日) 既往最大連続雨量 611.0mm (120時間) (昭和47年7月9日～ 昭和47年7月14日)
5	76.5	31	23.5	31	18:12	20.0	
6	153.0	7	53.0	29	20:46	30.0	
7	179.5	25	54.5	25	12:44	34.5	
8	139.0	7	59.0	10	16:44	13.5	
9	194.0	17	91.0	12	0:17	21.5	
10	300.0	22	75.5	6	14:00	9.0	
11	30.0	22	7.0	8	18:07	6.0	
12	36.5	5	6.0	8	15:57	3.0	
H30. 1	88.5	10	14.5	17	14:55	2.5	
2	51.0	28	15.0	28	22:30	5.5	
3	173.0	5	48.0	5	5:41	13.0	
計	1,534.5						

ウ 積雪

		既 往 50 年 間	平 成 29 年 度
最大積雪深	三次市	1.20m (昭和38年1月26日)	0.23m (平成30年2月13日)
	岡三淵	4.80m (")	1.26m (平成30年2月3日)
降雪日数	三次	49日 (昭和37年11月～昭和38年3月)	12日 (平成29年12月～平成30年3月)

(4) 交通の状況
ア 交通の状況

調査時間 12時間（午前7時～午後7時）

路線名		調査箇所	平成6年 調査 交通量	平成9年 調査 交通量	平成11年 調査 交通量	平成17年 調査 交通量	平成22年 調査 交通量	平成27年 調査 交通量
一般 国 道	54号	三次市清河町清河	11,482	11,819	11,923	12,016	—	—
	184号	三次市三次町巴橋西詰	11,472	11,074	11,349	—	—	—
	54号	三次市三原町遠木	7,012	7,654	7,434	7,909	—	—
	54号	三次市布野町横谷	4,213	4,164	4,288	4,568	—	—
	183号	三次市南畑敷町	14,083	12,932	13,577	12,086	14,280	12,787
	183号	三次市四十貫町小原	5,479	5,235	5,799	6,120	—	—
	184号	三次市南畑敷町掛原	8,628	8,449	8,761	8,270	7,990	6,875
	184号	三次市吉舎町三玉	4,352	4,399	4,489	4,605	2,544	5,389
	375号	三次市作木町大津	1,408	1,186	1,460	1,531	1,309	1,290
	375号	三次市作木町香淀	786	669	629	648	—	—
	375号	三次市日下町乙原	1,030	827	786	913	879	1,037
	375号	三次市大田幸町五反田	4,505	5,125	5,573	5,907	5,969	9,550
	375号	三次市三若町大原	2,384	2,543	2,683	3,271	2,983	3,506
	375号	三次市三和町想田	1,845	2,133	1,949	2,441	2,098	2,176
主 要 地 方 道	三次高野線	三次市三次町太才	5,977	6,015	5,021	5,317	6,466	5,400
	三次高野線	三次市君田町東入君	3,303	2,980	3,344	2,619	3,414	2,639
	吉舎油木線	三次市吉舎町吉舎	2,087	2,081	2,102	2,200	2,044	2,195
	吉舎豊栄線	三次市吉舎町辻	1,124	1,380	1,254	1,263	987	954
	広島三次線	三次市上志和地町上川立	1,946	2,130	2,152	2,259	—	—
	世羅甲田線	三次市三和町上板木	3,224	3,571	3,607	3,172	3,040	3,062
	三次庄原線	三次市三良坂町長田	991	876	884	776	744	1,492
	庄原作木線	三次市布野町戸河内	515	403	408	691	662	672
	庄原作木線	三次市作木町落合	1,239	1,589	1,900	1,924	1,613	1,468
	三次三和線	三次市下志和地町	1,544	1,244	1,215	1,224	1,348	1,504
	三次美土里線	三次市粟屋町亀谷	929	1,008	985	991	—	—
	三良坂総領線	三次市三良坂町灰塚	1,260	967	1,516	1,534	—	—
一 般 県 道	太郎丸吉舎線	三次市吉舎町三玉	1,002	835	903	898	—	—
	若屋秋町線	三次市秋町	405	441	438	438	179	177
	糸井塩町線	三次市糸井町信貞	1,047	1,078	1,057	911	873	705
	和知塩町線	三次市和知町和知	2,439	2,411	2,546	2,520	2,528	2,206
	清河江田川之内線	三次市清河町松谷	445	512	501	343	329	401
	清河江田川之内線	三次市廻神町高杉	593	768	512	512	755	576
	和知三次線	三次市三次町	7,116	8,015	8,003	7,470	6,909	8,571
	大津横谷線	三次市作木町大津	589	491	481	中止	166	150
	羽出庭向原線	三次市三和町羽出庭	364	612	600	206	191	174
	下門田泉吉田線	三次市君田町市井田	688	595	658	656	260	134

イ バスの運行状況

主要都市に通ずるバスの運行状況は次のとおりである。

平成30年4月1日現在

区 間	バ ス 会 社	便数（往復）	摘 要
広島～三次	広島電鉄・備北交通	広島～三次 36 三次～広島 37	高速経由 庄原・東城便を含む
広島～松江	広島電鉄・一畑バス	3	高速経由 三次インターチェンジに 停車する便数
広島～出雲	中国JRバス・一畑バス	7	
三次～大阪	中国バス・阪急バス	4	ハイウェイバス
三次～庄原	備北交通	25	

（注）平日の運行本数

(5) 公共土木施設の状況

ア 道路の状況

(7) 概況

当事務所の管内は、一般国道54号が南北に縦断し、これより一般国道183号、184号及び375号(433号、434号重用)が分岐して交通の動脈を形成している。

平成19年10月に道路法第17条2項の規定により一般県道20路線の道路管理権限を三次市へ移譲しており、当事務所が管理する路線は、一般国道5路線、主要地方道15路線、一般県道10路線の計30路線、延長約280kmで、バス路線も多く、地域拠点を結ぶ幹線の役割を担っている。

平成29年4月1日現在

種 別	路線数	実延長 m	改 良 済		舗 装 済		摘 要
			延 長 m	改良率 %	延 長 m	舗装率 %	
一般国道	(6) 5	(122,473.0) 89,753.0	(118,551.1) 85,831.1	(96.8) 95.6	(122,473.0) 89,753.0	(100.0) 100.0	・一般国道54号は国土交通省管理 ・一般国道434号は全線375号、433号に重用
主要地方道	15	129,832.9	126,850.2	97.7	129,832.9	100.0	
一般県道	10	60,737.2	42,194.0	69.5	60,737.2	100.0	
計	(31) 30	(313,043.1) 280,323.1	(287,595.3) 254,875.3	(91.9) 90.9	(313,043.1) 280,323.1	(100.0) 100.0	

(注) () 内は、国土交通省管理の一般国道54号を含めた数値

(イ) 路線調

平成29年4月1日現在

種 別	路 線 名	区 間	実延長 m	幅員 m	改 良 済		舗 装 済		要改良 延長 m
					延 長 m	改良率 %	延 長 m	舗装率 %	
一 般 国 道	54号	安芸高田市境～ 島根県境	32,720.0	6.5 ～12.5	32,720.0	100.0	32,720.0	100.0	—
	計	1	32,720.0		32,720.0	100.0	32,720.0	100.0	—
	183号	三次市粟屋町～ 庄原市境	9,913.0	5.5 ～29.8	9,913.0	100.0	9,913.0	100.0	—
	184号	三次市南畑敷町～ 世羅町境	21,794.0	5.5 ～26.0	21,794.0	100.0	21,794.0	100.0	—
	375号	東広島市境～ 島根県境	57,278.4	2.8 ～29.3	53,356.5	93.2	57,278.4	100.0	3,921.9
	433号	安芸高田市境～ 三次市作木町	767.6	8.0 ～11.1	767.6	100.0	767.6	100.0	—
	434号	安芸高田市境～ 三次市作木町	0.0		0.0		0.0		—
	小 計	(6) 5	(122,473.0) 89,753.0		(118,551.1) 85,831.1	(96.8) 95.6	(122,473.0) 89,753.0	(100.0) 100.0	(3,921.9) 3,921.9
主 要 地 方 道	甲田作木線	島根県境～ 三次市作木町	75.0	6.2 ～13.8	75.0	100.0	75.0	100.0	—
	浜田作木線	島根県境～ 三次市作木町	0.0		0.0		0.0		—
	吉舎油木線	三次市吉舎町～ 府中市境	11,359.1	5.5 ～34.0	11,359.1	100.0	11,359.1	100.0	—
	吉舎豊栄線	三次市吉舎町～ 世羅町境	6,771.7	5.5 ～31.6	6,771.7	100.0	6,771.7	100.0	—
	広島三次線	安芸高田市境～ 三次市下志和地町	6,013.6	7.0 ～18.3	6,013.6	100.0	6,013.6	100.0	—
	三次高野線	三次市十日市中～ 庄原市境	13,801.1	5.5 ～23.3	13,801.1	100.0	13,801.1	100.0	—
	三次大和線	三次市三若町～ 世羅町境	5,781.4	5.5 ～23.3	5,781.4	100.0	5,781.4	100.0	—

種別	路線名	区間	実延長 m	幅員 m	改良済		舗装済		要改良 延長 m
					延長 m	改良率 %	延長 m	舗装率 %	
主要 地方 道	甲山甲奴上市線	世羅町境～ 庄原市境	16,482.6	2.8 ～24.5	13,980.8	84.8	16,482.6	100.0	2,501.8
	世羅甲田線	世羅町境～ 安芸高田市境	7,645.2	5.5 ～15.9	7,645.2	100.0	7,645.2	100.0	—
	府中世羅三和線	世羅町境～ 三次市三和町	5,531.1	4.5 ～15.6	5,518.3	99.8	5,531.1	100.0	12.8
	三次庄原線	三次市石原町～ 庄原市境	15,034.3	3.0 ～20.3	14,995.8	99.7	15,034.3	100.0	38.5
	庄原作木線	庄原市境～ 三次市作木町	15,517.5	5.5 ～19.3	15,421.5	99.4	15,517.5	100.0	96.0
	三次三和線	三次市秋町～ 三次市三和町	11,130.1	5.5 ～23.0	11,130.1	100.0	11,130.1	100.0	—
	三次美土里線	三次市粟屋町～ 安芸高田市境	8,428.4	2.8 ～15.6	8,094.8	96.0	8,428.4	100.0	333.6
	三良坂総領線	三次市三良坂町～ 庄原市境	6,261.8	5.5 ～18.0	6,261.8	100.0	6,261.8	100.0	—
	小計	15	129,832.9		126,850.2	97.7	129,832.9	100.0	2,982.7
一 般 県 道	三次江津線	三次市三次町～ 安芸高田市境	6,120.7	2.5 ～14.0	3,149.2	51.5	6,120.7	100.0	2,971.5
	三和大和線	三次市三和町～ 東広島市境	4,421.6	2.5 ～12.0	3,313.8	74.9	4,421.6	100.0	1,107.8
	新市三次線	庄原市境～ 三次市西河内町	4,142.2	2.8 ～12.5	3,750.2	90.5	4,142.2	100.0	392.0
	別迫上下線	世羅町境～ 府中市境	690.3	2.5 ～3.8	0.0	0.0	690.3	100.0	690.3
	甲奴インター線	甲奴町宇賀～ 甲奴町小童	5,426.1	4.5 ～13.0	5,426.1	100.0	5,426.1	100.0	—
	宇賀矢野線	三次市甲奴町～ 府中市境	6,705.5	2.5 ～19.2	5,455.2	81.4	6,705.5	100.0	1,250.3
	宇賀安田線	三次市甲奴町～ 世羅町境	4,777.8	2.5 ～18.6	2,787.4	58.3	4,777.8	100.0	1,990.4
	羽出庭向原線	三次市三和町～ 安芸高田市境	5,669.0	2.5 ～19.0	2,822.0	49.8	5,669.0	100.0	2,847.0
	七塚三良坂線	庄原市境～ 三次市三良坂町	4,179.5	5.5 ～28.0	4,179.5	100.0	4,179.5	100.0	—
	下門田泉吉田線	庄原市境～ 三次市君田町	18,604.5	2.0 ～30.4	11,310.6	60.8	18,640.5	100.0	7,298.1
小計	10	60,737.2		42,194.0	69.5	60,737.2	100.0	18,547.4	
合計	(31) 30	(313,043.1) 280,323.1		(287,595.3) 254,875.3	(91.9) 90.9	(313,043.1) 280,323.1	(100.0) 100.0	(25,452.0) 25,452.0	

<参考> 権限移譲路線

平成19年10月権限移譲時数値

種別	路線名	区間	実延長 m	幅員 m	改良済		舗装済		要改良 延長 m
					延長 m	改良率 %	延長 m	舗装率 %	
一 般 県 道	甲奴停車場線	三次市甲奴町	74.1	5.0 ～5.5	74.1	100.0	74.1	100.0	—
	吉舎停車場線	三次市吉舎町	453.0	5.0 ～25.0	453.0	100.0	453.0	100.0	—
	三良坂停車場線	三次市三良坂町	388.6	5.0 ～20.0	388.6	100.0	388.6	100.0	—
	塩町停車場線	三次市塩町	316.0	5.0 ～8.0	0.0	0.0	316.0	100.0	316.0
	志和地停車場線	三次市下志和地町	194.0	3.8 ～6.0	29.0	14.9	194.0	100.0	165.0

種別	路線名	区間	実延長 m	幅員 m	改良済		舗装済		要改良 延長 m
					延長 m	改良率 %	延長 m	舗装率 %	
一般 県 道	三次停車場線	三次市十日市南	24.5	9.0 ～9.0	24.5	100.0	24.5	100.0	—
	神杉停車場線	三次市神杉町	322.5	5.0 ～25.0	95.5	29.7	322.5	100.0	227.0
	梶田三良坂線	三次市甲奴町～ 三次市三良坂町	9,546.1	2.8 ～20.0	6,655.9	67.7	9,546.1	100.0	2,890.2
	太郎丸吉舎線	三次市甲奴町～ 三次市吉舎町	9,549.6	2.5 ～25.5	5,862.1	61.3	9,549.6	100.0	3,687.5
	若屋秋町線	三次市粟屋町～ 三次市秋町	3,231.8	2.8 ～18.1	551.4	17.1	3,231.8	100.0	2,680.4
	糸井塩町線	三次市糸井町～ 三次市塩町	5,157.9	2.5 ～22.3	4,326.3	83.9	5,157.9	100.0	831.6
	和知塩町線	三次市和知町～ 三次市塩町	4,209.1	2.8 ～15.7	3,703.1	88.0	4,209.1	100.0	506.0
	青河江田川之内線	三次市青河町～ 三次市江田川之内町	10,877.0	2.8 ～25.0	7,065.7	65.0	10,877.0	100.0	3,811.3
	和知三次線	三次市四拾貫町 ～三次市三次町	6,547.5	5.0 ～12.0	6,547.5	100.0	6,547.5	100.0	—
	木呂田本郷線	三次市君田町	3,283.4	5.0 ～12.4	3,283.4	100.0	3,283.4	100.0	—
	香淀三次線	三次市作木町	6,597.6	5.0 ～12.2	6,597.6	100.0	6,597.6	100.0	—
	大津横谷線	三次市作木町～ 三次市布野町	13,280.6	2.5 ～53.0	3,131.8	23.6	13,280.6	100.0	10,148.8
	羽出庭三良坂線	三次市三和町～ 三次市有原町	7,025.5	2.5 ～14.5	5,540.9	78.9	7,025.5	100.0	1,484.6
	三次インター線	三次市西酒屋町	3,117.6	5.5 ～50.0	3,117.6	100.0	3,117.6	100.0	—
	穴笠三次線	三次市穴笠町～ 三次市十日市東	0.0	—	0.0	0.0	0.0	0.0	—
合計		20	84,196.4		57,448.0	68.2	84,196.4	100.0	26,748.4

(ウ) 橋梁及び隧道の状況（県管理路線）

平成29年4月1日現在

区分	数	延長 m	鋼橋		コンクリート橋		永久 橋化率 %	木橋		石橋		摘要
			数	延長 m	数	延長 m		数	延長 m	数	延長 m	
橋梁	215	6,322.7	36	2,477.3	179	3,845.4	100.0	—	—	—	—	—
隧道	12	9,430.5	一般国道184号 (130.0) 一般国道375号 (342.0) 一般国道375号 (972.0) 一般国道375号 (735.0) 一般国道375号 (664.0) 一般国道375号 (454.0) 一般国道375号 (468.0) 一般国道375号 (3,232.5) 主要地方道三次庄原線 (363.0) 主要地方道庄原作木線 (1,402.3) 主要地方道三良坂総領線 (650.0) 一般県道下門田泉吉田線 (17.7)									雲通 日下わかあゆ 門田見 熊式 大伊賀和志 両石国 便原坂 倉谷 茗荷谷1号

イ 河川の状況
(7) 概況

管内の河川はすべて江の川水系に属し、大別すると江の川、馬洗川、西城川、神野瀬川の4水系に別れ、三次盆地に注いで江の川に合流している。

県管理区間の未改修延長は約150kmあり、予防的対策も含めて改修の促進が必要である。

平成30年4月1日現在

種 別		河川数	延 長 m	要改修延長 km	未改修延長 km	改修済延長 km	改修率 %	摘 要
一級河川	直轄区間	7	78,060	28.0	4.5	23.5	83.9	
	県管理区間	64	312,240	294.7	150.2	144.5	49.0	
合 計		66	390,300	322.7	154.7	168.0	52.1	

(注) 県管理区間と直轄区間の河川数が重複しているため、管内の河川数の合計は一致しない。

(イ) 河川調

平成30年4月1日現在

河 川 名	種 別	延 長 m	要改修 延長 km	未改修 延長 km	改修済 延長 km	改修率 %	施 行 期 日	摘 要
江 の 川	一級河川	51,600	19.7	3.5	16.2	82	大8.4.1,昭28.8.5	直轄区間
馬 洗 川	〃	5,800	5.5	0.6	4.9	89	大8.4.1,昭14.7.15 昭28.9.1/36.6.1	〃
上 下 川	〃	11,700	0.5	0	0.5	100	昭5.5.1/33.3.1	〃
神 野 瀬 川	〃	5,500	1.0	0.4	0.6	60	昭5.4.1/28.8.5 昭33.3.11	〃
西 城 川	〃	1,300	1.3	0	1.3	100	大8.4.1 昭33.3.11/44.4.1	〃
大 谷 川	〃	1,300	0	0	0	100	昭40.3.20	〃
杉 谷 川	〃	860	0	0	0	100	昭44.4.1,平8.5.11	〃
小 計	7	78,060	28.0	4.5	23.5	83.9		
作 木 川	一級河川	4,000	4.0	4.0	0	0	昭5.5.1	県管理区間
神 野 瀬 川	〃	30,400	29.9	23.1	6.8	23	昭5.4.1/28.8.5 昭33.3.11	〃
布 野 川	〃	13,770	13.8	10.9	2.9	21	昭5.5.11/36.6.11	〃
中 郷 川	〃	7,780	7.8	7.8	0	0	昭36.6.1	〃
馬 洗 川	〃	27,900	27.9	0.3	27.6	99	大8.4.1,昭14.7.15 昭28.9.1/36.6.1	〃
西 城 川	〃	7,500	7.5	0	7.5	100	大8.4.1 昭33.3.11/44.4.1	〃
火 の 坪 川	〃	1,000	1.0	1.0	0	0	昭47.5.4	〃
大 坪 谷 川	〃	2,300	2.3	0	2.3	100	昭43.4.20	〃
枝 郷 川	〃	1,600	1.6	1.4	0.2	13	昭43.4.20	〃
穴 笠 川	〃	1,900	1.9	1.9	0	0	昭41.4.1	〃
萩 川	〃	3,000	3.0	3.0	0	0	昭34.7.10	〃
宗 祐 川	〃	2,500	2.5	0.6	1.9	76	昭43.4.20	〃
権 現 川	〃	2,000	2.0	0.3	1.7	85	昭51.5.10	〃
恵 木 谷 川 (三次市島敷町)	〃	1,000	1.0	1.0	0	0	昭47.5.4	〃
岩 屋 寺 谷 川	〃	1,300	1.3	0	1.3	100	昭45.5.1	〃
大 谷 川 (三次市島敷町)	〃	2,300	2.3	2.2	0.1	4	昭40.3.22	〃
四 十 貫 川	〃	2,650	2.7	1.4	1.3	48	昭42.5.25	〃
芋 面 川	〃	9,300	8.3	7.3	1.0	12	昭24.10.21/40.3.22	〃
岩 倉 川	〃	1,460	1.5	0.5	1.0	67	昭36.6.1	〃
国 兼 川	〃	6,500	3.5	2.0	1.5	43	昭5.5.1/28.9.1 昭44.4.1/51.5.10	〃
菅 田 川	〃	1,700	1.7	0.6	1.1	65	昭43.4.20	〃

河川名	種別	延長 m	要改修 延長 km	未改修 延長 km	改修済 延長 km	改修率 %	施行期日	摘要
一ノ谷川	〃	1,700	1.7	0	1.7	100	昭44.4.1	〃
美波羅川	一級河川	25,500	24.7	1.6	23.1	94	昭54.4.1/28.9.1 昭38.4.1	県管理区間
五反田川	〃	1,800	1.8	1.6	0.2	11	昭43.4.20	〃
木乗川	〃	2,900	2.9	2.9	0	0	昭44.4.1	〃
飯田川	〃	5,700	5.2	1.2	4.0	77	昭5.5.1/36.6.1	〃
吉原川	〃	6,200	6.2	5.5	0.7	11	昭5.5.1/38.4.1 昭44.4.20	〃
中村川	〃	500	0.4	0.4	0	0	昭40.3.22	〃
井田川	〃	1,800	1.8	1.6	0.2	11	昭38.4.1	〃
上下川	〃	29,300	21.2	0	21.2	100	昭5.5.1/38.4.1	〃
本村川	〃	3,400	3.0	0	3.0	100	昭5.5.1/26.1.16 昭40.3.22	〃
仮屋谷川	〃	2,500	2.5	2.5	0	0	昭44.4.1	〃
大谷川 (三次市三良坂町)	〃	2,000	2.0	1.9	0.1	5	昭40.3.22	〃
抜湯川	〃	7,120	7.1	5.4	1.7	24	昭43.4.20	〃
長田川	〃	4,700	4.7	4.5	0.2	4	昭28.9.1	〃
沖江川	〃	2,100	2.1	0.3	1.8	86	昭36.6.1	〃
後迫川	〃	1,000	1.0	0	1.0	100	昭47.5.4	〃
片野川	〃	3,700	3.7	0	3.7	100	昭28.9.1	〃
矢井川	〃	3,500	3.5	3.5	0	0	昭28.9.1	〃
恵木谷川 (三次市吉舎町)	〃	1,300	1.3	1.3	0	0	昭43.4.20	〃
三玉川	〃	1,550	1.6	0.9	0.7	44	昭38.4.1	〃
吉舎谷川	〃	1,800	1.8	0.4	1.4	78	昭36.4.1	〃
桧の川	〃	2,800	2.8	2.8	0	0	昭41.4.1	〃
戸張川	〃	4,600	3.0	2.5	0.5	17	昭23.4.1	〃
滝川	〃	1,680	1.7	0	1.7	100	昭43.4.20/48.4.12	〃
水呑川	〃	160	0.2	0	0.2	100	昭48.4.12	〃
黒渕川	〃	1,000	1.0	1.0	0	0	昭38.4.1	〃
山福田川	〃	1,500	1.1	1.1	0	0	昭40.3.22	〃
北溝川	〃	3,300	3.3	0.7	2.6	79	昭36.6.1/38.4.1 昭43.4.20	〃
片丘川	〃	4,200	4.2	2.1	2.1	50	昭38.4.1/44.4.20	〃
片丘川トンネル放水路	〃	2,070	2.1	0	2.1	100	昭56.4.3	〃
小似川	〃	4,600	4.6	4.6	0	0	昭24.10.1/40.3.22	〃
宮地川	〃	900	0.9	0.9	0	0	昭45.5.1	〃
上村川	〃	4,100	4.1	1.7	2.4	59	昭38.4.1	〃
板木川	〃	13,600	12.5	11.1	1.4	11	昭5.5.1/40.3.22	〃
陰地川	〃	1,500	1.5	0.4	1.1	73	昭40.3.22	〃
今出原川	〃	4,100	4.1	4.1	0	0	昭50.4.11	〃
岡城川	〃	1,300	1.3	0.9	0.4	31	昭47.5.4	〃
永屋川	〃	400	0.4	0.4	0	0	昭5.5.1	〃
長谷川	〃	1,600	1.3	1.3	0	0	昭43.4.20	〃
宇賀川	〃	4,500	4.5	2.2	2.3	51	昭38.4.1	〃
六宗川	〃	1,900	1.9	1.9	0	0	昭43.4.20	〃
友森川	〃	4,410	4.4	2.9	1.5	34	昭38.4.1	〃
小童川	〃	6,090	6.1	2.8	3.3	54	昭28.9.1	〃
小計	64	312,240	294.7	150.2	144.5	49.0		
合計	66	390,300	322.7	154.7	168.0	52.1		

ウ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域等の状況

(7) 概況

管内には、515の土石流危険渓流があり、このうち132渓流を砂防指定地に指定し、効率的かつ重点的に砂防えん堤や流路工等の設備を整備している。

また、1,300の急傾斜地崩壊危険箇所があり、このうち36所を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、法面崩壊を防止する法枠工や、崩土を待受ける待受擁壁等の設備を整備している。

さらに、2の地すべり危険箇所があり、このうち1箇所を地すべり防止区域に指定し、主として集水ボーリング等の設備を整備している。

なお、1,866区域の土砂災害警戒区域を指定し、このうち1,787区域については、土砂災害特別警戒区域も併せて指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制及び既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進している。

平成30年4月1日現在

区 分	指定地区数	指 定 延 長 面 積		摘 要
		延 長	面 積	
砂 防 指 定 地	133渓流	191.056(km)	721.2340(ha)	
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	38地区	—	3,540.94(a)	学校等:9 JR駅:1 民家:447
地すべり防止区域	1地区	—	地すべり 9,000 隣接地 42,200	
土 砂 災 害	警 戒 区 域	1,866区域	—	がけ崩れ:1,232 土石流:633 地すべり:1
	特別警戒区域	1,787区域	—	がけ崩れ:1,198 土石流:589

(4) 砂防指定地調

平成30年4月1日現在

水系概要		所 在 地			指定地の概況		追加 指定
渓流名等	渓流名(ヨミ)	市	町・大字	字	面積(ha)	延長(km)	
阿 部 地 川	アベチカガリ	三次市	酒河町 青河	阿部地	2.230	1.500	
井 田 川	イダガリ	三次市	大田幸町	岩平山	11.500	2.500	
芋 面 川	イモカガリ	三次市	廻神町 三若町	魚切 城山	3.950	1.400	2
岩 倉 川	イクラカガリ	三次市	高杉町	光貞	7.000	1.500	
岩 屋 寺 谷 川	イワヤシダニカガリ	三次市	畠敷町	花ノ木	4.260	0.710	
魚 切 川	イサキカガリ	三次市	下志和地町	平田一の滝	0.300	0.300	
恵 木 谷 川	エキダニカガリ	三次市	畠敷町 恵木谷	城平	7.270	1.000	
大 滝 川	オオタカガリ	三次市	有原町	操美	1.000	0.680	
大 谷 川	オオタニカガリ	三次市	粟屋町	下田	0.490	0.245	
大 谷 川	オオタニカガリ	三次市	有原町	東大山	2.340	0.480	
大 峠 川	オオトウゲカガリ	三次市	糸井町	暖	6.400	1.400	
大 番 谷 川	オオハンタニカガリ	三次市	向江田町 池田	大番谷山	3.160	0.900	
掛 田 川	カケタカガリ	三次市	三若町	城山	1.230	0.820	
上 旭 川	カミアサヒカガリ	三次市	粟屋町		1.530	0.325	
上 村 上 川	カミムラカミカガリ	三次市	粟屋町	伊勢山	0.610	0.151	
上 村 川	カミムラカ	三次市	粟屋町	地主平	5.300	1.200	
切 田 川	キリタカガリ	三次市	和知町	大仙	1.500	1.300	
五 助 谷 川	ゴスケダニカガリ	三次市	三次町	寺戸	5.810	0.790	
小 似 川	コニカガリ	三次市	東酒屋町	亀の丸	0.530	0.260	
三 軒 屋 川	サンケンヤカガリ	三次市	西酒屋町	石井谷	12.400	2.100	
島 之 尾 川	シマノオカガリ	三次市	粟屋町 長伝	国司原	3.320	0.800	
下 津 河 内 川	シモツヨウチカガリ	三次市	粟屋町	念仏山	5.970	1.220	
下 津 河 内 川 支 川	シモツヨウチカガリシモ	三次市	粟屋町	摺ヶ久保	3.250	0.885	
白 糸 川	シライトカガリ	三次市	三若町	城山	1.000	1.215	
新 家 川	シンヤカガリ	三次市	下志和地町春木	藤根原・田中曾根	4.640	1.340	1
住 屋 谷 川	シマヤダニカガリ	三次市	粟屋町	是当	0.770	0.200	
寺 戸 下 川	テラトシタカガリ	三次市	三次町寺戸		0.6825	0.080	
寺 町 川	テラマチカガリ	三次市	向江田町	観音谷・無量寺	1.810	0.604	1

水系概要		所在地			指定地の概況		追加指定
溪流名等	溪流名(ヨミ)	市	町・大字	字	面積(ha)	延長(km)	
堂々川	ドウドウカガリ	三次市	上川立町	湯口谷	3.000	0.600	
長田川及び支川	ナガタカガリ	三次市	上田町	石井谷	9.500	2.310	
中ノ村川2号	ナカノムラカガリ	三次市	粟屋町	中之村	0.7355	0.160	
中の村川4号	ナカノムラカガリ	三次市	粟屋町	迫山	0.8925	0.267	1
永屋川	エイヤカガリ	三次市	上川立町	井出原堰・観音	2.8600	2.869	1
鍋屋谷川	ナベヤダニカガリ	三次市	粟屋町		2.680	0.840	
長谷川及び支川	ナガヤカガリ	三次市	粟屋町	長谷	13.850	2.900	
春木川	ハルキカガリ	三次市	三若町	川平	12.190	2.320	
東永屋川	ヒガシヤカガリ	三次市	下川立町	段道	1.040	0.335	
福田川	フクダカガリ	三次市	下志和地町	高鉢	1.240	1.240	
袋地川	フクロチカガリ	三次市	海渡町	暖平	5.400	1.200	
藤谷川	フジタニカガリ	三次市	上田町	藤谷	1.100	2.900	
船谷川	フネタニカガリ	三次市	下志和地町	船谷	14.000	2.400	
本郷川	ホンゴウカガリ	三次市	小文町	本郷平	2.650	0.960	1
松谷川	マツタニカガリ	三次市	酒河町 東酒河	糠地	5.160	2.420	
馬行谷川	ウマユキヤカガリ	三次市	粟屋町 馬行谷	馬池谷	1.740	2.740	
向三原川	ムカイミハラカガリ	三次市	三原町	尼貝	1.000	0.250	
餅井谷川	モチイタニカガリ	三次市	下志和地町	平越	0.6000	2.0000	
持田川	モチダカガリ	三次市	上田町	観音山	3.730	1.384	1
森谷川	モリタニカガリ	三次市	三若町	向槇山	7.200	1.450	
矢谷川	ヤタニカガリ	三次市	石原町	鷹ノ巣・甲斐平	2.250	2.319	2
山手川	ヤマテカガリ	三次市	海渡町	光時	3.500	0.800	
石原谷川	イシハラタニカガリ	三次市	君田町 石原	東山	9.380	6.650	
泉吉田川	イズミヨシダカガリ	三次市	君田町	丑谷	3.450	1.175	
日の本川及び支川	ヒノモトカガリ	三次市	君田町 東入君	大柳	17.800	4.460	
茂田川	モリダカガリ	三次市	君田町 茂田	奥山	16.100	7.800	
保田川	ヤスタカガリ	三次市	君田町 石原 君田町 藤兼	西山 藪谷	19.2883	3.800	1
伊木谷川	イキタニカガリ	三次市	布野町 下布野	高丸	5.530	0.850	
伊木谷川及び同支川	イキタニカガリ	三次市	布野町 下布野	川平	0.410	0.136	
大谷川	オオタニカガリ	三次市	布野町 下布野	川平	6.500	1.446	
尻無川	シリナシカガリ	三次市	布野町 上布野	大谷	11.658	1.430	2
吸谷川	スイタニカガリ	三次市	布野町 横谷	吸谷	17.400	3.782	
田代川及び支川	タシロカガリ	三次市	布野町 下布野	高丸	15.250	2.340	
戸河内川	トコウチカガリ	三次市	布野町 戸河内	寺谷	18.730	4.257	
野谷川	ノタニカガリ	三次市	布野町 上布野	西野谷	7.140	1.623	
姫ヶ滝川	ヒメガタキカガリ	三次市	布野町 下布野	柳田・赤松	7.690	3.045	1
布野川	フノカガリ	三次市	布野町 上布野	飼馬・瀬戸	0.150	0.090	1
明谷川	ミョウタニカガリ	三次市	布野町 上布野	松ヶ日南	8.000	1.875	
湯谷川	ユダニカガリ	三次市	布野町 上布野	惣敷	4.110	1.520	3
吉谷川	ヨシタニカガリ	三次市	布野町 横谷	吉谷	12.580	2.860	
江谷川	エダニカガリ	三次市	作木町 森山西 作木町 森山中 作木町 森山東	江谷 乗松 上江谷	17.3848	8.495	2
落合川	オチアイカガリ	三次市	作木町 下作木	落合	2.350	0.540	
落ヶ谷川	オトシガタニカガリ	三次市	作木町 上作木	上郷	1.270	0.160	
上作木川	カミサキガガリ	三次市	作木町 下作木	落合	1.480	1.480	
香淀川	カヨトカガリ	三次市	作木町 門田	下の原	3.180	1.590	
唐香川	カラコウカガリ	三次市	作木町 香淀	唐香	1.570	1.050	
北香淀川	キタカヨトカガリ	三次市	作木町 香淀	下郷	1.590	0.000	
小谷川	コタニカガリ	三次市	作木町 西野	下郷・本郷	33.040	3.720	1
作木川	サキガガリ	三次市	作木町 上作木	下郷・中郷・上郷	2.890	1.675	3
砂井谷川	サナイタニカガリ	三次市	作木町 岡三淵	本郷	10.000	4.500	
天神川	テンジンカガリ	三次市	作木町 伊賀和志 作木町 森山西	谷地 摺滝	3.180	0.461	1
東川	ヒガシカガリ	三次市	作木町 上作木	中郷	0.950	0.950	
便坂川	ベンサカガリ	三次市	作木町 上作木	中郷・下郷	5.534	1.000	4

水系概要		所在地			指定地の概況		追加指定
溪流名等	溪流名(ヨミ)	市	町・大字	字	面積(ha)	延長(km)	
水迫川及 同支川	ミスサコガリ ウヒダリシセン	三次市	作木町 下作木	湊	0.550	0.126	
水迫川	ミスサコガリ	三次市	作木町 下作木	湊	0.060	0.720	
三淵川	ミフチガリ	三次市	作木町 岡三淵		0.540	0.000	
矢田川	ヤダガリ	三次市	作木町 下作木	式	0.920	0.300	
板木川	イタキガリ	三次市	三和町 羽出庭	今出原・小槌山	3.480	4.675	1
大懸川	オホカガリ	三次市	三和町 上壺	大懸	15.250	1.100	
大頭川	オトウガリ	三次市	三和町 敷名	獵師岩山	4.080	0.420	
奥谷川	オクタニガリ	三次市	三和町 敷名	奥谷・伴造	3.1214	1.652	1
奥谷下川	オクタニシモガリ	三次市	三和町 敷名	稲見山	2.160	0.520	
陰地川	オンジガリ	三次市	三和町 敷名	陰地	4.200	1.050	
上板木川	カミイタキガリ	三次市	三和町 上板木	小原田	0.610	0.610	
草木川	クサキガリ	三次市	三和町 羽出庭	草木	1.570	1.050	
境谷川	カイタクニガリ	三次市	三和町 敷名	獵師岩山	2.850	0.470	
迫田川	サコタガリ	三次市	三和町 敷名	戸野山	2.490	0.440	
貞兼川	サダカネガリ	三次市	三和町 敷名	言立山	3.220	0.760	
城の越川	シヨウノシガリ	三次市	三和町	城ヶ越	0.700	0.380	
大力谷川	ダイリキタニガリ	三次市	三和町 大力谷	土井	2.140	4.200	1
大力谷川支	ダイリキタニガリ シセン	三次市	三和町 大力谷	亀岡山	0.700	0.580	
長本川	チガモトガリ	三次市	三和町 下板木	大町田	3.760	1.155	
原田川	ハラダガリ	三次市	三和町 敷名	原田	1.310	0.310	
伴造川	バンゾウガリ	三次市	三和町 敷名	言立山	12.210	1.140	
福田川	フタダガリ	三次市	三和町 福田	中峯	9.200	2.320	
宮崎川	ミヤザキガリ	三次市	三和町 上壺	高鉢	0.970	0.250	
門出川	モンデガリ	三次市	三和町 敷名	門出	0.920	0.219	
長田川	チガタガリ	三次市	三良坂町	新宮沖	10.300	2.420	
日南川	ヒナガリ	三次市	三良坂町		0.5218	0.130	
日南川支川一	ヒナガリ シセンイチ	三次市	三良坂町 三良坂	御箱山	0.8783	0.376	
上谷川	ウエタニガリ	三次市	吉舎町 安田	明雲山	10.030	2.167	
恵木谷川	エキダニガリ	三次市	吉舎町 矢野地	砂原	2.820	0.470	
大岩谷川	オオイワダニガリ	三次市	吉舎町 吉舎	譲葉	13.870	1.040	
桜川	サクラガリ	三次市	吉舎町 清綱	中山・沖田・唐樋・ 宮沖・溝上・桜	0.9803	1.315	1
桜谷川	サクラタニガリ	三次市	吉舎町 吉舎	南天山・桜ヶ谷・ 賤山	7.8068	1.315	1
下城川	シモジヨウガリ	三次市	吉舎町 辻	聖霊山	2.200	0.800	
城谷川	シヨウダニガリ	三次市	吉舎町 三玉	城谷	0.820	0.200	
白根川	シラネガリ	三次市	吉舎町 吉舎	中山	3.160	1.170	
滝川	タキガリ	三次市	吉舎町 清綱	大滝山	9.700	1.540	
日暮目川	ヒクレメガリ	三次市	吉舎町 矢野地	大丸	6.200	1.500	
檜川	ヒノキガリ	三次市	吉舎町 桧	西山	13.200	4.000	
右谷川	ミギタニガリ	三次市	吉舎町 敷地		28.010	0.410	
百合野川	ユリノガリ	三次市	吉舎町 辻	幸神谷	3.900	0.650	
荒井田川	アライタガリ	三次市	甲奴町 小童	大年	2.170	0.720	
板屋川	イタヤガリ	三次市	甲奴町 本郷	大野木	10.920	1.820	
板屋川支	イタヤガリ シセン	三次市	甲奴町 本郷	ウルシダ尻	4.640	0.760	
大谷川	オオタニガリ	三次市	甲奴町 本郷	大谷	0.276	0.750	
小淵川	コフチガリ	三次市	甲奴町 抜湯	行田	29.000	3.200	
スルベ南谷川	スルベミナミダニガリ	三次市	甲奴町 小童	塩貝西・表坪	1.130	0.880	1
仁後川	ニゴカ	三次市	甲奴町 本郷		5.460	0.000	
西野下奥谷川	ニシノシモオクタニガリ	三次市	甲奴町 西野	山根・山根山	0.6938	0.132	
橋本川	ハシモトガリ	三次市	甲奴町 本郷	谷の奥	3.000	0.500	
宮の谷川	ミヤノタニガリ	三次市	甲奴町 宇賀	板屋林	4.000	0.610	
矢迫川	ヤサコガリ	三次市	甲奴町 梶田	西矢迫	6.380	1.660	
山田川	ヤマダガリ	三次市	甲奴町 小童	赤両地	1.7257	0.370	
合計	133溪流				722.9597	191.056	35

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所調

平成30年4月20日現在

区 域 名	所 在 地	面 積 (a)	人 家 戸 数
寺戸144地区	三次市三次町字寺戸	地内 52.99	16
寺戸浄水場地区	三次市三次町字寺戸	地内 25.25	16
上村西保育所地区	三次市栗屋町字上村	地内 11.78	小学校 1 保育所 1
川東小学校地区	三次市下志和地町大字川東字横宇根	地内 18.29	小学校 1
太才地区	三次市三次町字太才	地内 25.21	20
下原地区	三次市十日市西四丁目	地内 20.52	10
尾関山地区	三次市三次町	地内 34.54	10
郷川地区	三次市山家町字郷川	地内 97.15	6
大川地区	三次市三次町, 三次市山家町字郷川	地内 92.50	7
中所中地区	三次市三次町字中所	地内 433.09	集会所 1 26
寺戸地区	三次市三次町字寺戸	地内 66.20	13
島敷地区	三次市島敷町, 三次市島敷町字二本松	地内 176.00	43
中所下地区	三次市三次町, 三次市三次町字中所, 三次市山家町字郷川	地内 218.00	14
田中地区	三次市三良坂町三良坂字田中・字黒瀬	地内 75.50	12
寺原地区	三次市君田町大字櫃田字矢隅, 宮東, 川隅原	地内 175.00	小学校 1 健康センター 1 17
横谷小学校地区	三次市布野町大字横谷字瀬戸	地内 87.21	小学校 1
山崎地区	三次市布野町大字上布野字河名原	地内 10.85	5
姫ヶ滝地区	三次市布野町大字下布野谷字河内	地内 83.95	11
港市地区	三次市作木町大字下作木字港	地内 158.59	34
川毛地区	三次市作木町大字香淀字川毛	地内 129.38	14
大津1号地区	三次市作木町大字大津字井手平	地内 107.42	11
大津2号地区	三次市作木町大字大津字井手平	地内 155.85	10
大津3号地区	三次市作木町大字大津字市ヶ原	地内 50.77	7
大津4号地区	三次市作木町大字大津字市ヶ原	地内 70.04	5
香淀地区	三次市作木町大字香淀字下郷	地内 102.08	7
港下1号地区	三次市作木町大字下作木字港	地内 16.88	17
港上1号A地区	三次市作木町大字下作木字港	地内 16.51	9
港上1号B地区	三次市作木町大字下作木字港	地内 22.44	5
港下2号地区	三次市作木町大字下作木字港	地内 29.72	5
江原下地区	三次市作木町大字伊賀和志字上原	地内 159.05	11
門田下組2号地区	三次市作木町大字門田字下組	地内 54.00	JR駅 1 4
撰荷地地区	三次市作木町大字下作木字撰荷地, 天楽	地内 45.73	小学校 1 2
上の原地区	三次市作木町大字門田字千原	地内 200.00	23
殿平地地区	三次市吉舎町大字海田原字殿, 南田	地内 103.17	8
桜谷地区	三次市吉舎町大字吉舎字桜ヶ谷, 賤山, 権現平, 仮屋, 未政	地内 140.00	保育所 1 15
南田地区	三次市吉舎町大字吉舎字南田, 溝上, 四日市, 山下, 茗荷丸	地内 145.72	17
梶田地区	三次市甲奴町大字梶田字川崎, 細田 三次市甲奴町大字西野字明神平, 明神沖	地内 7.98	9
宮部地区	三次市甲奴町小童字宮部, 吹抜	地内 121.58	8
合 計	38地区	3,540.94	学校等 9 JR駅 1 民家 447

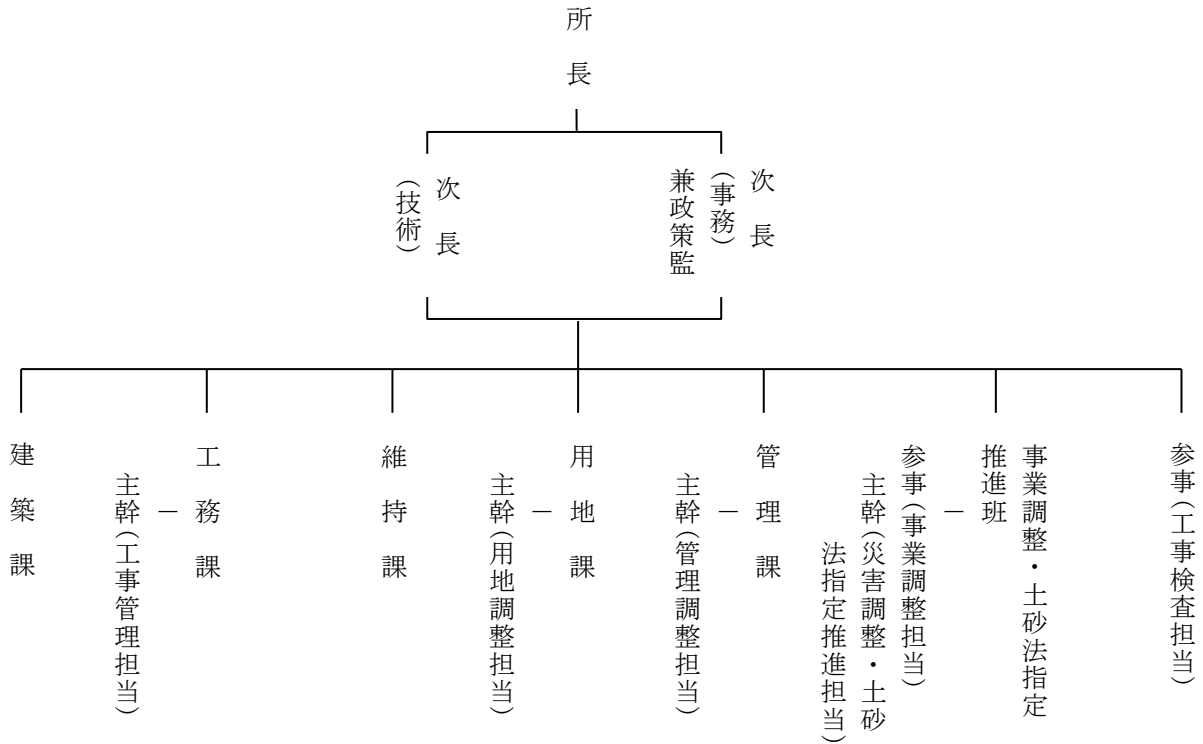
(エ) 地すべり防止区域指定箇所調

平成30年4月1日現在

地 区	所 在 地	面 積	
		地すべり	隣接地
石 原	三次市君田町石原東山	9,000㎡	42,200㎡

2 組織及び職員配置状況

(1) 組織



(2) 職員配置状況

平成30年4月1日現在

区分 課別	現 員									エ ル ダ ー ス タ フ	嘱 託 員	任 期 付 育 休 代 替 職 員	合 計
	行 政 職												
	役 付			一 般			小 計						
	事務	技術	小計	事務	技術	小計	事務	技術	小計				
所 長		1	1					1	1				1
次 長	1	1	2				1	1	2				2
参 事 (工事検査担当)		1	1					1	1				1
事業調整・土砂法指定推進班		2	2		1	1		3	3		1		4
管 理 課	7		7				7		7				7
用 地 課	6		6				6		6	2	2		10
維 持 課		6	6		4	4		10	10	1	2		13
工 務 課		6	6		5	5		11	11				11
建 築 課		6	6					6	6		2		8
合 計	14	23	37		10	10	14	33	47	3	7		57

※役付とは「主任」以上のこと。

(3) 各課の分掌事務

事業調整・土砂法指定推進班

- 1 道路・街路・河川・砂防事業に関する次の事務。
 - 新規事業の要望に関すること。
 - 中長期計画に関すること。
 - 各種要望とりまとめ。
- 2 建設副産物対策の調整に関すること。
- 3 コスト構造改善プログラムの推進及びフォローアップに関すること。
- 4 アセットマネジメントの推進に関すること。
- 5 国、西日本高速道路㈱との協議・調整に関すること。
- 6 漁業協同組合との連絡・調整に関すること。
- 7 三次市の長期計画等との調整に関すること。
- 8 土砂災害防止法に係る基礎調査に関すること。
- 9 都市計画に関する関係機関との協議・調整に関すること。
- 10 所内政策会議の運営に関すること。
- 11 災害に関すること。
- 12 災害発生時の対応に関すること。
- 13 担当ブロック内の災害に関する実施計画等に関すること。
- 14 大規模災害発生時の対応計画に関すること。
- 15 職員の技術力向上に向けた取組みに関すること。

管理課

- 1 所の総合調整及び三次庁舎内他事務所との連絡調整に関すること。
- 2 工事の執行に関する事務のうち指名業者の選定に関すること。
- 3 国又は県の補助により市等が行う土木工事の事務に関すること。
- 4 道路、河川、砂防指定地等の管理に関すること。
- 5 広島県アダプト制度に関すること。
- 6 広島県立みよし公園の管理に関すること。
- 7 建設業法に関すること。
- 8 浄化槽工事業に係る浄化槽工事業者の登録に関すること。
- 9 建設工事に係る解体工事業者の登録に関すること。
- 10 宅地建物取引業法に関すること。
- 11 三次やまなみ公園めぐりポータルサイトに関すること。
- 12 他課の所掌に属しないこと。

用地課

土木関係公共用地及び住宅用土地の取得とそれに伴い生ずる補償並びに工事の執行に伴う損失補償に関すること。

維持課

- 1 公共土木施設維持、交通安全施設整備、防災事業の調査・設計・監督に関すること。
- 2 道路等の維持補修に関すること。
- 3 道路等の巡視及びパトロールに関すること。
- 4 除雪に関すること。
- 5 許認可事務に係る技術審査に関すること。
- 6 水位、雨量等の観測に関すること。

工務課

- 1 他課の所掌に属しない土木工事の調査、設計及び実施並びに監督に関すること。
- 2 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関すること。
- 3 市町の都市計画等の助言に関すること。
- 4 県の定める都市計画案の作成等に関すること。

建築課

- 1 建築主事の印の管理に関すること。
- 2 建築基準法に基づく申請書等及び独立行政法人住宅金融支援機構融資関係の申請書の收受、施行及び整理保存に関すること。
- 3 建築物の確認、検査その他指導及び取締りに関すること。
- 4 融資住宅に関すること。
- 5 建築士の指導及び取締りに関すること。
- 6 浄化槽法第5条の規定による浄化槽の設置等の届出の受理等に関すること。(特定行政庁に係るものに限る。)

- 7 都市計画法第3章第1節の規定による開発行為等の規制に関すること。
- 8 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規正法に関すること。
- 9 優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- 10 建築動態統計に関すること。
- 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。(建設工事に係る解体工事業者に係るものを除く。)
- 12 県営住宅の管理に関すること。
- 13 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関すること。
- 14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定に関すること。

(4) 水防体制

ア 水防地方本部組織事務分担表（非常体制時）

本部長 北部建設事務所長
 副本部長 北部建設事務所次長（2名）

班	班長	副班長	班員	分 担 事 務
庶務班	管理課長	管理課 主幹	4名	1 優先通行標識身分証明書の交付に関すること。 2 公用負担命令権限書、公用負担命令書の交付に関すること。 3 部外との連絡に関すること。 4 各班との連絡に関すること。 5 その他、一般庶務に関すること。
資材班	用地課長	用地課 主幹	6名	1 水防資器材の調達、運送に関すること。 2 その他、水防資材に関すること。
情報連絡班	参事 (工事検査担当)	(情報連絡) 建築課長	1～ 3名	1 気象状況を県本部より受信及び関係機関及び関係水防団体への情報提供に関すること。 2 雨量、水位、えん堤操作状況の県本部への通知に関すること。 3 雨量、水位の状況を必要に応じ関係水防団体へ連絡し、又は緊急を要すると認める場合の下流の地方関係本部への通知に関すること。 4 洪水予報を受信し、関係水防管理団体への通知に関すること。 5 水防警報を発表し、又は大臣発令の警報の関係水防管理者への通知に関すること。 6 水防警報を発令し、又は通知した事項の県本部への報告に関すること。 7 えん堤操作状況の受信に関すること。 8 溜め池等門扉の開閉状況の受信に関すること。 9 その他、北部建設農林水産事務所(農村整備第一課)への連絡に関すること。 10 広島県土木災害モニター(県職OB)からの情報収集に関すること。
		(気象観測) 建築課 主任	1名	1 雨量及び水位の観測に関すること。 2 その他の気象雨量等の情報収集に関すること。
水防対策班	維持課長	(総務) 維持課 主査	5～ 6名	1 県有水防資器材の使用配分を決定すること。 2 決潰等の通知を受けて、県本部へ連絡すること。 3 被害状況をとりまとめ、県本部へ連絡すること。 4 避難のための立退きを指示すること。 5 異常気象時における、道路通行規制に関すること。 6 その他、水防対策に関すること。

班	班長	副班長	班員	分 担 事 務
水 防 班	工務課長	(水防第1) 事業調整・土 砂法指定推 進班 主幹	4名	1 現地における水防作業の技術指導に関すること。 2 現地における避難のための立退きの指示に関する こと。 3 現地における被害状況を水防対策班に連絡するこ と。
		(水防第2) 維持課事業 調整員	1～ 3名	4 現地における決壊等の状況を水防対策班に連絡す ること。 5 現地における交通規制道路の危険箇所等の把握 と、その状況を水防対策班に連絡すること。
		(水防第3) 工務課 主幹	1～ 4名	6 その他、現地における水防対策に関する指導・協 力に関すること。

イ 水防等準備勤務体制

気象台から、大雨、洪水等の注意報が発せられ又は国土交通省から洪水に関する情報があり、その他必要と認めたときは水防準備班を置き、水位、雨量、その他水防に関する情報を収集し、必要に応じ、関係機関に通報するとともに水防地方本部設置の準備を行う。

水防準備班は、班長（課長，参事，主幹）以下4名～5名で、1箇班を編成し、10班を定め順次勤務に当たっている。

(5) 防災体制

○ 広島県災害対策北部支部組織

災害対策本部が設置され、通知を受けたときは直ちに広島県災害対策北部支部を設置し、情報収集、応急対策等の防災対策及び救護活動、資材の調達等について迅速、的確に措置できるように万全を期している。

広島県災害対策北部支部組織図

支 部 長 北部地域危機管理監（北部総務事務所長）

副支部長 北部建設事務所長及び庄原支所長

支部会議 （構成員）

（三次支局）

- ・ 地域危機管理監
- ・ 北部県税事務所長
- ・ 北部厚生環境事務所長
- ・ 北部保健所長
- ・ 北部農業技術指導所長
- ・ 総合技術研究所林業技術センター長
- ・ 北部建設事務所長
- ・ 北部教育事務所長

（庄原支局）

- ・ 北部総務事務所次長（兼）総務第二課長
- ・ 北部農林水産事務所長
- ・ 北部畜産事務所長
- ・ 北部建設事務所庄原支所長

【総括班】

班	班 長	班 員
総括班	北部総務事務所総務課参事 (三次支局)	北部総務事務所総務課員 北部県税事務所員 北部厚生環境事務所・保健所員 北部農業技術指導所員 総合技術研究所林業技術センター員 北部建設事務所員 北部教育事務所員
	北部総務事務所総務第二課参事 (庄原支局)	北部総務事務所総務第二課員 北部農林水産事務所員 北部畜産事務所員 北部建設事務所庄原支所員

【事案対策班】

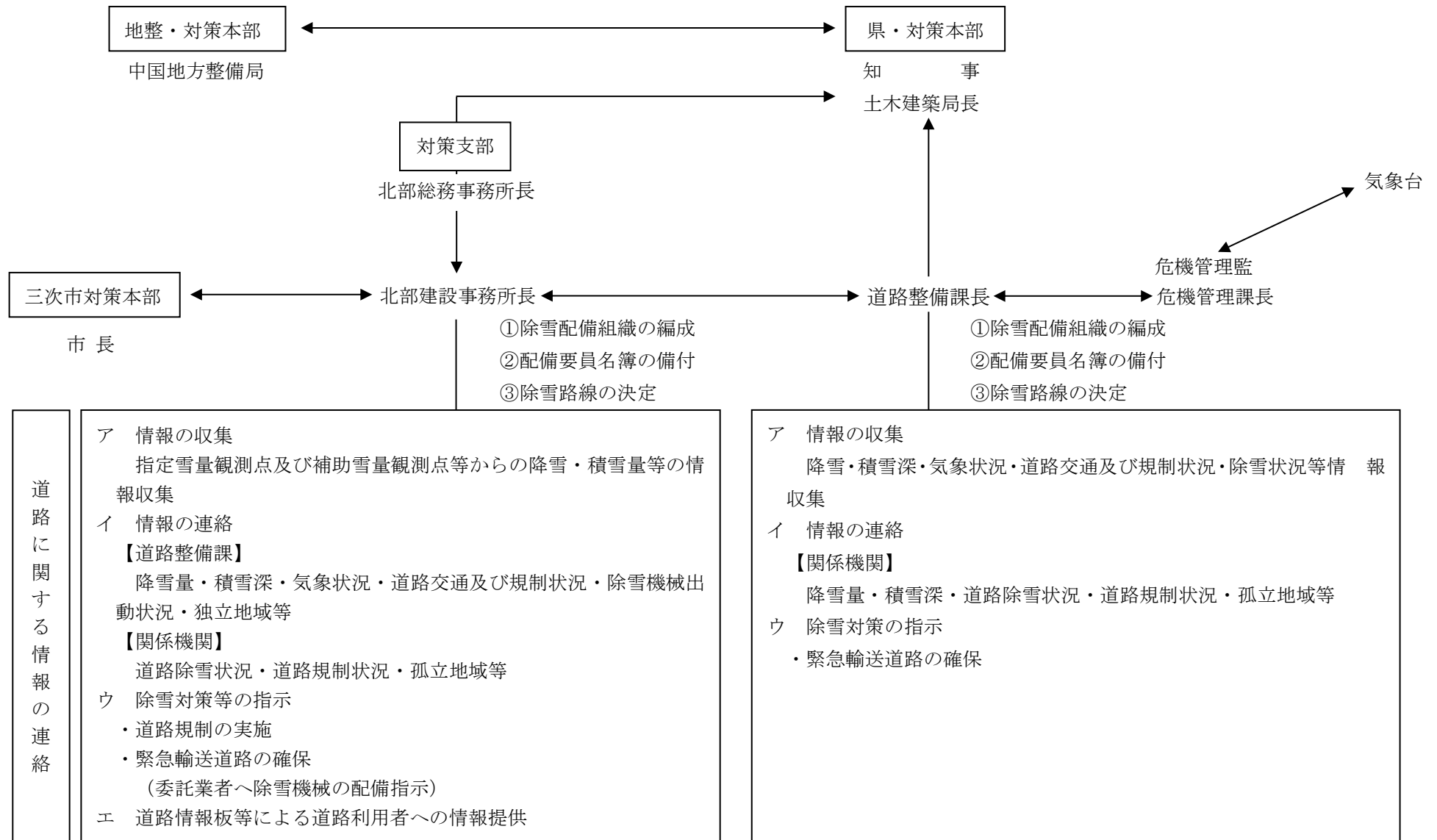
班	班 長	班 員
事案対策班	事案対策班担当事務所（支所）長	事案対策班担当事務所（支所）員

【実施班】

班	班 長	班 員
総務班	北部総務事務所次長 (兼)総務課長（三次支局）	総務事務所員 県税事務所員 林業技術センター員
	北部総務事務所次長 (兼)総務第二課長（庄原支局）	総務事務所員（総務第二課）
税務班	北部県税事務所長	県税事務所員
厚生環境班	北部厚生環境事務所長・保健所長	厚生環境事務所・保健所員
農林班	北部農林水産事務所長	農林水産事務所員 畜産事務所(兼)家畜保健衛生所員 農業技術指導所員
建設班	北部建設事務所長（三次支局）	建設事務所員
	北部建設事務所庄原支所長 (庄原支局)	建設事務所庄原支所員
教育班	北部教育事務所長	教育事務所員

(6) 除雪体制

ア 豪雪災害時における除雪計画組織図（警戒体制及び非常体制に移行した場合）



※対象となる警報は、大雪及び暴風雪である。

イ 除雪機械の配置計画

機 種	区 分		
	北部建設事務所	民 間	計
除 雪 ト ラ ッ ク	4		4
グ レ ー ダ ー	1	10	11
除 雪 ド ー ザ ー			
歩 道 用 小 型 除 雪 車	5		5
凍 結 防 止 剤 散 布 機	6 (+1)	2	8
ロ ー タ リ ー	(+1)		
ブ ル ド ー ザ		2	2
シ ョ ベ ル		11	11
計	16	25	41

※ () は今年度に配置予定

3 重点施策

(1) 道路の整備

道路整備にあたっては、中国横断自動車道尾道松江線を核とし、山陰・山陽の結節点としての拠点性を高め、周辺地域と連携強化に必要な道路、また旧三次市と旧町村中心地とのネットワークに必要な道路などを中心に「広島県道路整備計画2016」に沿って整備する。

ア 一般国道183号 三次拡幅

交通拠点、にぎわいの拠点などの明確な都市核の形成を図るために三次市が平成18年度より実施している三次駅周辺整備事業に協調して、駅前部分の国道183号の拡幅工事（三次拡幅）に平成22年度から着手している。事業内容は、三次駅前周辺のI期区間の約400mを2車線から4車線に拡幅するものである。市が施工する「駅北広場・交通センター」のすべての施設が平成27年に完成・供用開始したことから、国道183号の三次拡幅についても早期完成を目指している。

工事場所	全体計画概要	平成30年度事業概要	摘要
三次市十日市中1丁目 ～同市十日市南1丁目	計画延長（改良）L=1,000m 幅員 W=13.0m(30.0m) 事業費 C=4,700百万円	用地補償 ボックス橋梁 L=15.0m 事業費 C=210百万円	全体完成目標 平成41年度

(注) 幅員は車道幅員を、()は全幅員を示す。



一般国道 183号 三次市十日市中～十日市東

イ 一般国道375号 引宇根拡幅

一般国道375号は、広島県呉市を起点として、福富町、三次市を経て島根県の大田市に至る重要な幹線道路であり、平成25年には第一次緊急輸送道路にも指定されたところであるが、三次市日下町から昨年度唐香工区として完了した三次市作木町香淀地内までの区間は未改良で幅員は3m程度と狭隘で見通しも悪く、離合困難な箇所が多くあり、円滑な交通交通が困難な状況にある。

また、並行して運行されているJR三江線については、平成30年3月31日をもって廃止されたことにより、一般国道375号は沿線地域の交通網としてもその重要性が増しており、早期完成を目指し、更なる整備促進を図る必要がある。

このため、線形不良区間の解消と異常気象時にいおける道路通行規制区間の解消を図るため、引宇根工区として平成28年度から工事着手している。

工事場所	全体計画概要	平成30年度事業概要	摘要
三次市日下町～ 三次市作木町香淀	計画延長（改良）L=4,120m 幅員 W=6.0m(9.75m) 事業費 C=3,701百万円	用地補償 工事延長 L=1,400m 道路改良・トンネル工事（明かり部） 事業費 C=610百万円	

（注）幅員は車道幅員を、（ ）は全幅員を示す。



一般国道 375号 三次市日下町

ウ 交通安全施設の整備

交通事故の防止と安全で快適な道路環境の確保を目的として、通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検等を実施し「通学路安全確保のためのP D C A」を実行しながら、歩道の整備を進める。今年度は通勤・通学路の歩道を最重点に、次の箇所を整備する。

- 【歩道】 一般国道375号 三次市三和町敷名
一般国道375号 三次市十日市南
一般国道183号 三次市四拾貫町
主要地方道甲山甲奴上市線 三次市甲奴町福田
主要地方道世羅甲田線 三次市三和町上板木
主要地方道庄原作木線 三次市君田町石原
主要地方道三次高野線 三次市小文町



主要地方道 三次高野線 三次市小文町

エ 街路事業

都市内の道路である街路は、一般の道路に比べ、都市機能確保に必要な色々な性格を持っている。また、中心部では、古くから開発が行われてきたため、道路としての必要な機能を十分発揮していない箇所もあることから、都市機能の確保と道路機能保全のために、必要な区間の整備を促進する。

○ 都市計画道路 巴橋栗屋線の整備

当該道路は、既成市街地の三次町と新市街地として拡大しつつある栗屋町との一体的なまちづくりを行うとともに、県北部から三次市中心部方面への交通を分散導入するために計画された2車線道路である。また、一般国道54号と一般国道183号を連絡する路線でもあることから、三次市の幹線道路網を形成する重要な路線として、平成10年に都市計画決定されている。

巴橋西詰から祝橋東詰の間は、平成12年度から平成20年度に街路事業として整備し、概成している。未整備区間については、平成26年度から測量・調査・設計に着手しており、平成29年度より用地取得を行っている。

工事場所	全体計画概要	平成30年度事業概要	摘要
三次市三次町 ～栗屋町	計画延長 L=370m 幅員 W=6.0m(17.0m)	用地補償 事業費 C=354百万円	



都市計画道路 巴橋栗屋線 三次市栗屋町

オ 道路防災対策

(7) 落石等の対策

山地部の多い管内の実態から特に道路交通の安全確保を図るため、落石等危険箇所の総点検を行い、緊急度の高い所から整備を行っており、今年度は、一般国道375号芝坂等の工事を実施する。



一般国道375号 作木町芝坂 法面防災工事

(イ) 橋梁の耐震補強

救急・救援活動や緊急物資の輸送、復旧活動において重要な役割を果たす緊急輸送道路において、兵庫県南部地震と同程度の地震が発生しても落橋等の甚大な被害おこらないように、橋梁の耐震補強を行っている。

今年度は、一般国道375号日山橋において耐震補強のための工事を実施する。

(ロ) 橋梁補修

橋梁の寿命は標準で50年とされており、高度成長期に製作された橋が一斉に更新期を迎え大きな財政負担となることが予想される。「広島県橋梁長寿命化修繕計画」及び橋梁点検結果をもとに橋梁の適切な補修や機能更新を行い、橋梁の長寿命化、ライフサイクルコストの削減を行う。

今年度は、183号の梅ヶ坪橋、吉舎油木線本郷橋側道橋等の補修工事を実施する。

(イ) トンネル補修

点検結果に基づき、緊急度の高い所から整備を行っており、今年度は、下門田泉吉田線茗荷谷第一トンネルの補修工事を実施する。

(2) 河川の整備

川は、ひとたび氾濫すると、その地域に大きな災害をもたらす反面、利水機能を持ち、川の水に潤いを求める人も多い。そのため、河川の整備は、その地域で生活する住民の生活基盤整備として、大変重要な事業であることから、県民が安心して暮らせるよう国や市と連携を取りながら整備を推進する。

平成2年度から、一級河川国兼川広域基幹河川改修事業として引堤による河積拡大、線形是正及び堰の改築等の河道整備を行っている。

	工事場所	全体計画概要	平成30年度事業概要	摘要
国 兼 川	三次市向江田町 ～庄原市上原町	計画延長 L=13,000m 概要事業費 C=9,300百万円	用地補償 護岸工 1式 橋梁下部工 2基 測量設計 1式 事業費 C=104百万円	



一級河川江の川水系 国兼川 三次市和知町

(3) 砂防設備の整備

平成26年8月に広島市で発生した8.20災害では、土石流による被害が数多く発生したが、管内でも、土石流の発生が予想される溪流は、515溪流確認されている。

これらについて、溪流環境整備計画を基本に、土石流等に対して、安全な施設整備を砂防整備計画に沿って進めるとともに、情報基盤等ソフトウェア事業も展開しながら、より良い溪流の創出をめざす。

平成24年度から日南川，中の村川4号，平成25年度から寺戸下川，常清滝川の事業に着手し，平成26年度からは西野下奥谷川の事業に着手している。

	工事場所	全体計画概要	平成30年度事業概要	摘要
中の村川4号	三次市粟屋町中ノ村	計画 A溪流 H=11.0m L=46.0m (施工中) B溪流 H=4.5m L=25.0m (完成) C溪流 H=7.0m L=32.0m 概算事業費 C=360百万円	堰堤工 事業費 C=15百万円	



砂防指定地内河川 中の村川4号 三次市粟屋町中ノ村

(4) 急傾斜地の整備

急傾斜地崩壊危険箇所において、がけ崩れによる災害から人命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

平成24年度から畠敷地区、平成25年度からは山田地区、平成26年度には岡地区、南田地区、宮部地区の事業に着手し、平成27年度は、新たに三次町地区の事業に着手している。

畠敷地区	工事場所	全体計画概要	平成30年度事業概要	摘要
	三次市畠敷町	計画延長 L=320m 概算事業費 C=408百万円	工事延長 L=65m 重力式擁壁工 法枠工 事業費 C=63百万円	



三次市畠敷町 畠敷地区

(5) 建築行政の推進 【建築物の安全安心の確保】

県民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築基準法や関係法規に基づく建築確認事務・検査及び現地指導等により、建築物の敷地、構造、設備、用途の規制を行うことで、建築物の安全安心を確保し住民が安心して住める街づくりを推進する。

また、年3回の防災週間と査察の実施、定期報告制度の的確な運用、耐震化等に関する相談窓口の設置及び消防部局と一層の連携強化等を通じて、既存建築物の安全安心を確保するとともに、違反建築物対策の徹底等を図っている。

(6) 宅地開発行政の推進 【良好な都市環境の形成】

開発許可制度を適正に運用することで、無秩序な宅地等の開発を防ぎ、開発地の技術水準を確保し、良好な都市環境の形成を図っている。

(7) 県営住宅の維持管理 【維持管理業務の適正化と合理化の推進】

北部建設事務所管内の8団地371戸（三次地区5団地211戸、庄原地区3団地160戸）の県営住宅に対して、平成19年度より指定管理者制度を導入することで、県営住宅管理業務の適正化と合理化の推進を図っている。

■ 県営住宅指定管理の概要

ア 指定管理者：広島県ビルメンテナンス協同組合

イ 指定管理の期間：平成32年3月31日まで

ウ 指定管理業務の範囲

(ア) 募集業務（募集案内、申込受付、抽選会、形式的審査等）

(イ) 入居者管理業務

- ・入居事務
- ・保管事務
- ・退去事務
- ・駐車場管理事務
- ・家賃等決定（収入申告等関係）事務（家賃決定は県）
- ・家賃等徴収事務

(ウ) 保全業務

- ・建築物等の維持・点検業務
- ・環境整備業務
- ・修繕業務（一般修繕、空家修繕、緊急修繕）

4 業務の概要

(1) 事業別予算等の状況

区分	事業名	平成 29 年度		平成 30 年度		
		箇所	当初予算額 (千円)	箇所	当初予算額 (千円)	
公	復災 旧害	過年発生災害復旧事業	7	59,971	0	0
		小計	7	59,971	0	0
	道	交通安全施設整備事業(1種)	5	137,240	4	185,300
		道路災害防除事業	7	129,500	8	148,000
		舗装補修事業	1	26,000	2	70,000
		道路改良事業	5	730,000	3	386,000
	路	小計	18	1,022,740	17	789,300
		河川	中小河川改修事業	1	57,000	2
	河川	小計	1	57,000	2	47,000
		砂防	通常砂防事業	10	120,000	10
	急傾斜地崩壊対策事業		10	131,400	10	202,200
	小計		20	251,400	20	343,950
	都市	街路事業	1	104,000	1	312,000
		小計	1	104,000	1	312,000
	共 他 その	公園事業	1	5,250	0	0
小計		1	5,250	0	0	
公 共 計		48	1,500,361	40	1,492,250	
単	道	交通安全施設整備事業(1・2種)	3	42,000	4	44,300
		道路改良事業(特定・純単)	3	37,600	8	340,700
		維持修繕	6	596,845	11	664,880
		小計	12	676,445	23	1,049,880
	路	河川改良事業	8	114,000	5	141,000
		維持修繕	3	137,978	4	160,600
		小計	11	251,978	9	301,600
	砂防	通常砂防事業	1	17,000	1	17,000
		通常砂防事業(事前調査)	0	0	2	9,400
		急傾斜地崩壊対策事業(事前調査)	1	1,000	1	2,000
		維持修繕	7	24,000	8	22,000
	小計	小計	9	42,000	12	50,400
		都市	街路事業(特定・純単)	1	2,000	2
	都 市	小計	1	2,000	2	42,000
		修 繕 持	総合維持修繕事業	1	10,800	1
小計	1		10,800	1	18,000	
独 他 その	公園管理(みよし公園)	2	130,549	2	125,033	
	他部局受託事業	0	0	1	34,935	
	小計	2	130,549	3	159,968	
単 独 計		36	1,113,772	50	1,621,848	
総 合 計		84	2,614,133	90	3,114,098	

- (注) 1 金額は認証額
2 三次市への移譲交付金を含む

(2) 用地補償の状況

ア 平成29年度の用地買収及び補償の実績は、4億2千5百万円、取得面積47,613㎡と家屋移転15戸であった。

平成29年度 用地取得実績

種 別	公 共 事 業					単 独 事 業					合 計				
	箇所数	用地補償費	取得面積	登記筆数	家屋移転	箇所数	用地補償費	取得面積	登記筆数	家屋移転	箇所数	用地補償費	取得面積	登記筆数	家屋移転
		千円	㎡	筆	戸		千円	㎡	筆	戸		千円	㎡	筆	戸
道路事業	9	324,289	23,095	65	13	6	521	4,210	6	0	15	324,810	27,305	71	13
河川事業	1	27,909	1,105	6	0	3	450	12	4	0	4	28,359	1,117	10	0
砂防事業	8	16,433	18,910	18	0	0	0	0	0	0	8	16,433	18,910	18	0
街路事業	1	54,781	249	2	2	1	779	32	1	0	2	55,560	281	3	2
小 計	19	423,412	43,359	91	15	10	1,750	4,254	11	0	29	425,162	47,613	102	15

イ 平成30年度の取得計画は、約7億1千5百万円、約80,000㎡の用地取得と25戸の家屋移転を予定している。

平成30年度 用地取得計画

種 別	公 共 事 業		単 独 事 業		合 計	
	箇 所 数	予 算 額	箇 所 数	予 算 額	箇 所 数	予 算 額
		千円		千円		千円
道路事業	5	198,000	3	133,100	8	331,100
河川事業	1	5,000	2	3,000	3	8,000
砂防事業	7	17,500	0	0	7	17,500
街路事業	1	322,300	1	36,800	2	359,100
合 計	14	542,800	6	172,900	20	715,700

(3) 公共施設の維持管理状況

ア 道路の維持管理

管内の県が管理する道路は、国道・県道合わせて30路線、延長約280kmである。

これらの道路における安全性の確保と機能の向上を図るためパトロール車を配置し、定期的あるいは必要な都度巡回して、危険箇所の点検、その他路面異常の早期発見に努めている。

また、道路巡視業務の基本方針に基づき、整備パトロール班2班を民間委託し、道路施設の損傷、その誘因となる事象の早期発見、補修等を実施し、道路災害の未然防止を図っている。

さらに、工事施工中の現場管理並びに道路占用許可等公益事業者による占用工事の調整指導を行い、適切な管理のもとに円滑な交通確保と事故の未然防止に努めている。

なお、平成19年10月26日から道路法第17条第2項に基づき、一般県道甲奴停車場線など20路線（延長約84Km）の道路管理権限を三次市に移譲している。

イ 河川の維持管理

管内の県が管理する河川は、一級河川の指定区間64河川、延長約312kmである。

河川の維持管理については、河川法の規定に基づき河川施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに、老朽護岸の修繕や河床堆積土砂の除去を実施し、流水の正常な維持ができるよう努めるとともに、公共の安全を保持するよう総合的な管理運用に努めている。

ウ 砂防等の維持管理等

砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び地すべり等防止法に基づき、砂防指定地132溪流、急傾斜地崩壊危険区域38地区、地すべり防止区域1地区を指定し、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止対策施設の維持保全を図るとともに、県民の生命及び財産の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域1,866区域を指定し、このうち1,787区域については、土砂災害特別警戒区域も併せて指定している。

エ 広島県アダプト制度

マイロードシステム、ラブリバー制度を統合して、平成20年度からアダプト団体に活動奨励金を支給する広島アダプト活動支援事業がスタートし、住民、企業、団体等と県・市町・NPO法人が協力して、道路、河川の管理、美化活動に取り組んでいる。

アダプト活動認定団体数

平成30年4月1日現在

区 分	認定数	活動人員(人)	活動距離 (m)	備 考
マイロード	47	2,140	72,040	
ラブリバー	23	691	20,165	
合 計	70	2,831	92,205	

オ 許認可等事務の処理

許認可事務の名称		平成27年度	平成28年度	平成29年度
道路占用許可	新規	135	165	144
	更新	145	177	150
道路改築承認		11	13	22
道路工事施工命令		61	36	42
費用負担命令		0	0	0
特殊車両通行許可	新規	74	62	60
	更新	20	8	23
	協議	162	216	232

許認可事務の名称		平成27年度	平成28年度	平成29年度
河川法許可（20条）		0	0	0
河川法許可（23条）	新規	0	0	1
	更新	4	1	5
河川法許可（24・26・27条）		41	70	43
河川法許可（24条）	更新	140	162	156
河川法許可（34条）		3	1	1
普通河川等の工事許可		0	4	1
砂防指定地内制限行為許可（同意）		20	19	16
砂防設備占用許可（同意）	新規	8	14	14
	更新	15	15	31
急傾斜地崩壊区域内制限行為の許可		0	1	1
地すべり防止区域内制限行為の許可		0	0	0
碎石採取計画認可		0	0	0
砂利採取認可		0	0	0
境界立会	道路	16	9	15
	河川	8	3	10
	砂防	2	0	0
境界確定協議	道路	8	3	6
	河川	6	3	2
	砂防	1	0	0
境界確定証明	道路	0	0	0
	河川	0	0	0
	砂防	0	0	0
合 計		880	982	975

カ 県営住宅の管理

公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸することを目的とした県営住宅の適正な管理に努めている。

県営住宅一覧表

平成30年4月1日現在

住宅名	所在地	戸数	建設年度	構造（階）
三次住宅	三次市 畠敷町	60	47・48	鉄筋コンクリート造（5階建）
王之段住宅	三次市 畠敷町	40	52・53	鉄筋コンクリート造（5階建）
栗屋住宅	三次市 栗屋町	23	56	鉄筋コンクリート造（3階建）
西三次住宅	三次市十日市西四丁目	40	58	鉄筋コンクリート造（4階建）
八次住宅	三次市 南畑敷町	48	60・61・63	鉄筋コンクリート造（3階建）
本町住宅	庄原市 西本町	50	50・51	鉄筋コンクリート造（5階建）
本町上野住宅	庄原市 東本町	60	53・54	鉄筋コンクリート造（5階建）
本町大歳住宅	庄原市 東本町	50	59・60	鉄筋コンクリート造（5階建）
合 計	8 団地	371		

キ 県立みよし公園の管理

備北地域の文化活動を推進する主要施設として、平成3年10月に一部区域を開園し、その後逐次整備を進め、平成13年4月に全面開園した。

施設としては、カルチャーセンター、温水プール、パークゴルフ場、こども広場、テニスコート等を設置し、周辺地域の利用に供している。

なお、平成17年度から「指定管理者制度」を導入し、適切な管理に努めている。

公園名	所在地	面積	平成29年度入場者数
県立みよし公園	三次市四拾貫町神田谷	52.8ha	707,428人



(4) 建築行政の状況（管轄区域：三次市，庄原市）

ア 建築業務

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
建築確認申請件数（計画通知を含む）	66 { 変更15 確認51 }	81 { 変更19 確認62 }	76 { 変更17 確認59 }
検査済証交付件数（ ” ）	47	44	60
都計法第29条に基づく開発許可申請件数	3 { 変更1 許可2 }	1 { 変更1 許可0 }	0 { 変更0 許可0 }
道路位置指定申請件数	2	1	1
違反建築物処理件数	2	3	3
住宅金融支援機構災害復興	0	0	0
建築許可申請件数	3	11	5
仮使用承認件数（主事扱，行政庁扱）	4	1	1
建築認定申請件数	7	2	4
計	131	144	150
建設リサイクル法に基づく届出・通知件数	届出 164 通知 279	届出 174 通知 248	届出 147 通知 283

イ 都市計画区域

平成30年4月1日現在

都市計画区域別	市町村別	面積 (ha)	指定年月日	最終指定年月日	用途地域指定年月日	摘要
三次	三次市	5,090	昭9. 2. 3	平4. 9. 24	昭44. 5. 29 平10. 2. 1	(当初) (変更)
〃	三次市三良坂町	724	平4. 9. 24	平4. 9. 24	平5. 4. 1 平8. 2. 1	(当初) (変更)
〃	三次市吉舎町	3,265	平9.10. 2	平9.10. 2	—	
庄原	庄原市	4,431	昭13. 6. 10	昭62. 8. 31	昭58.12. 1 平7.10. 1	(当初) (変更)
東城	庄原市東城町	2,768	昭13. 5. 10	昭13. 5. 10	昭61. 3. 25 平7. 6. 30	(当初) (変更)
西城	庄原市西城町	414	昭32. 2. 28	昭32. 2. 28	平7.10. 1	

ウ 宅地造成規制区域

平成30年4月1日現在

市町村名	面積	指定年月日	最終指定年月日	摘要
三次市	67.38 ha	平5. 3. 1	平5. 3. 1	

(5) 建設業許可業者数及び宅地建物取引業免許者数

平成30年4月1日現在

区分		三次市	庄原市	合計
建設業者	大臣	3	1	4
	知事	233	128	361
	計	236	129	365
宅建業者	大臣	1	0	1
	知事	32	16	48
	計	33	16	49